

山梨県医療機能情報提供制度実施要領

(目的)

第1条 本要領は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の3の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条の2の2第1項において知事が定めるとされている医療を受ける者が病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の選択を適切に行うために必要な情報で規則別表第1に掲げる事項（以下「医療機能情報」という。）の報告の方法等について定めることにより、本制度の適切な運用を図ることを目的とする。

(報告の種類及び期限)

第2条 医療機能情報の報告は、次のとおりとする。

一 定期報告

病院等の管理者は、毎年1月1日時点の医療機能情報について、当該年の2月末日までに報告するものとする。

二 随時報告

病院等の管理者は、医療機能情報のうち、別表に掲げる基本情報に変更が生じたときは、速やかに報告するものとする。

また、基本情報以外の事項について変更があった場合には、定期報告によるほか、変更の都度、報告ができるものとする。

三 新規開設時の報告

病院等の管理者は、開設時点の医療機能情報について、開設後15日以内に報告するものとする。

(報告の方法)

第3条 前条における報告は、原則として、厚生労働省が整備する医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）を使用する方法によるものとする。

2 インターネット環境にない等の理由により、前項の方法による報告ができない場合には、様式第1号により、紙媒体にて、診療所又は助産所を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）へ報告するものとする。

3 前項の規定により紙媒体で報告している場合には、病院等の管理者は可能な限り速やかに第1項の規定による報告に移行できるよう努めるものとする。

(紙媒体報告の登録)

第4条 前条第2項の規定により報告を受けた保健所長は、G-MISを使用して報告を受けた医療機能情報を登録するものとする。

(報告内容の確認)

第5条 第3条の規定により報告のあった医療機能情報について、病院からの報告にあつては県医務課長が、診療所又は助産所からの報告にあつては保健所長が、報告内容の確認を行うものとする。

(報告の是正命令等)

第6条 病院等の管理者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認められる場合には、医務課長又は保健所長は、期間を定めて、当該病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正することができる。

(公表の方法)

第7条 知事は、病院等の管理者から報告された医療機能情報を厚生労働省が整備する全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）を活用して、公表するものとする。

2 知事は原則として、報告を受けた医療機能情報をそのまま公表するものとする。

(病院等の廃止の取扱)

第8条 保健所長は、法第9条に基づく届出を受理した場合には、速やかに当該病院等の情報を公表情報から削除するものとする。

(病院等の情報提供)

第9条 病院等の管理者は、報告した医療機能情報について、当該病院等において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電子媒体等による情報の提供を行うことができるものとする。

2 病院等の管理者は、医療機能情報について正確かつ適切な情報を報告するとともに、当該病院等において、住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努めることとする。

附 則

1 この要領は、令和6年1月26日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

2 「山梨県医療機能情報提供制度実施要綱」は、廃止する。

別表

基本情報（6，7，8については、助産所を、9については歯科診療所及び助産所を除く。）

- 1 病院等の名称
- 2 病院等の開設者
- 3 病院等の管理者
- 4 病院等の所在地
- 5 病院等の案内用の電話番号及びファクシミリの番号
- 6 診療科目
- 7 診療科目別の診療日
- 8 診療科目別の診療時間
- 9 病床種別及び届出又は許可病床数

様式第1号

医療機能情報報告届

医療機関の名称	
医療機関の所在地	
報告の種類	1 定期報告 2 随時報告 3 新規開設時報告
報告（変更）する 項目及び内容	別紙「医療機能情報」のとおり
備考	

上記により医療機能情報の報告をします。

年 月 日

住 所
代表者職氏名
連 絡 先
電 話 番 号

保 健 所 長 殿